

令和6年度 指定管理者評価結果票

所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R6.4.1 ~ R7.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立幸報苑
	所 在 地	山県市大桑3606
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	一
	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
	指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、身体障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者に係るものを除く。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)						
R4	1,093						
R5	992						
R6	910						
	<table style="margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">R4</td> <td style="width: 85%; text-align: right;">1,093</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td style="text-align: right;">992</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td style="text-align: right;">910</td> </tr> </table>	R4	1,093	R5	992	R6	910
R4	1,093						
R5	992						
R6	910						

3 令和6年度の収支状況

(単位:千円)	
収 入 計	215,307
利 用 料 金	212,712
指 定 管 理 料	0
そ の 他	2,595
支 出 計	205,645
人 件 費	140,529
施 設 管 理 費	17,926
そ の 他	47,190
差 引	9,662
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・利用者の生活の質を高める取組を進めてほしい。	・利用者との懇談会、職員による相談、ゆとりの時間、CS調査等、利用者からの意見を聞き取る場面を設け、できる限り一人一人の要望等を聞き、その人らしい生活になるよう支援を行っている。
・多様なボランティアの導入に努めてほしい。 ・地域共生社会の構築と施設のあり方について検討してほしい。	・コロナ5類以降、ボランティア・地域交流を以前のように行えるよう、徐々に進めている。また、近隣小学校との交流会、地域イベントの参加、三光園との合同行事にて外部からの来客参加等を行った。

様式2

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上に努めている。 ・利用者から直接要望や意見を聞く懇談会が設けられ、積極的にニーズを吸い上げようとしている。
設置目的の充足状況	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化等に対応した支援体制に努めている。 ・利用者が減少している現状に対し、原因を分析し、改善策を講じていく必要がある。 ・利用者の高齢化・重度化に対して、職員に求められる力量も高まっている。実習生や新人の指導は、自身の支援を客観視できるよい機会なので、ぜひ積極的に受け入れていただきたい。
公共性の確保の状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・CS調査の結果を支援に活かしている。 ・利用者の方の意向等を確認する機会を積極的に設けている。 ・利用者と1対1で丁寧に話をする時間をとっている。
経営状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の安定化に努めている。 ・実員数に合わせた定員数としたことで収支が安定した。 ・物価上昇への対応に努めること。
派生的効果	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・立地の条件により外部からの訪問者がどうしても少なくなるだろうが、利用者と地域や学校へ出かけていく等、できるだけ人と出会う機会を増やしていただきたい。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 ・利用者の方の意向等を確認する機会を積極的に設けており、安心、安全、快適に利用できるような運営がなされている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する